

## 「新たな福島県土地利用基本計画」の答申における特記事項 (案)

- 複合災害からの復興の進捗状況を踏まえ、豊かな生活や生産の場としての県土の魅力をより高めるとともに、より良い状態で次世代に引き継ぐため、復興・地方創生をさらにおし進める土地利用を推進すること。
  
- 地球温暖化の進行等を背景として、自然災害の頻発化・激甚化が懸念されている。  
このため、暮らしの基盤となる県土を守るハードとソフトが一体となった災害対策の強化を進め、住民の生命と財産を守り、安全で安心できる生活基盤を確保すること。
  
- 計画策定後においても、国土利用計画法や土地利用関係法令等の適切な運用及び市町村を始めとした関係機関相互の情報共有や連携・調整を行い、計画の実効性を確保すること。